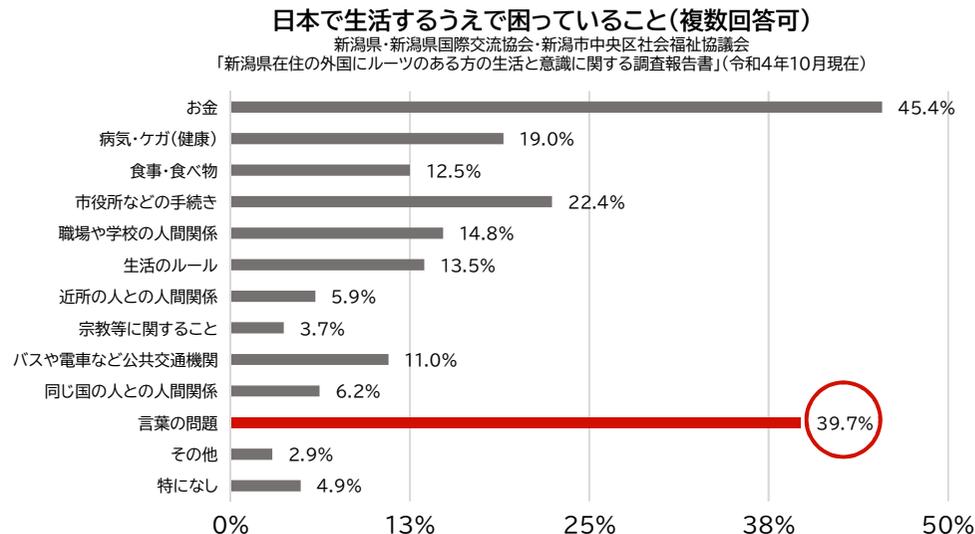
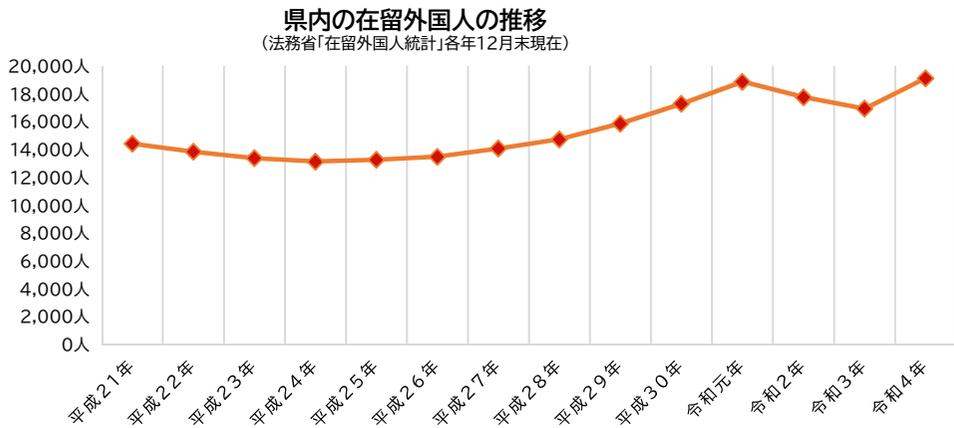


新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定について

■基本的な方針策定の背景■

- 「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年6月28日公布・施行)
 - 日本語教育の推進が、在住外国人が日常生活・社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する。
 - 地方公共団体は、政府の基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるよう努める。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)
 - 国及び地方公共団体の責務、事業者の責務、関係省庁・関係機関間の連携強化、日本語教育推進の内容について具体的に定める。
 - 地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。
- 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年6月2日公布・令和6年4月1日施行)
 - 日本語教育機関の認定制度の創設
 - 認定日本語教育機関の教員の資格の創設
- 「新潟県総合計画」(令和4年4月改定)
 - 国の動きを踏まえ、外国人の受入れが今後進むことが想定されるため、関係機関と協力し、外国人も安心して生活でき、能力を発揮して活躍できる多文化共生社会の実現に一層取り組む。

■新潟県の現状■



更なる在留外国人の増加・多様化
↓
日本語習得の重要性の高まり

■基本的な方針策定に向けた取組■

- 市町村及び地域日本語教室を対象とした実態調査
 - 市町村 配布数:30市町村 有効回答数:21件(回答率 70%)
 - 地域日本語教室 配布数:40か所 有効回答数:22件(回答率:55%)
 - 期間 令和5年4月~5月
- 有識者会議の開催
 - 委員 県内外の学識経験者、高等教育機関、外国人技能実習制度の監理団体、日本語教育機関、地域日本語教室、地域国際交流協会、在住外国人及び行政機関 計13名
 - 会議 令和5年6月~令和6年3月 計5回開催

新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針 概要版

■基本的な方針策定の目的■

日本語教育に関して本県が抱える課題を整理し、本県の実情に即した日本語教育の充実を図り、外国人住民との共生社会の実現を目指すための基本的な方向性を示す。

■目指す姿■ 「誰でも学べる いつでもつながる 住んでよしの新潟県」

- ・どのライフステージにある外国人等にも、その希望や能力に応じた日本語学習の機会が最大限に確保され、全ての外国人等が安心・安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指す。
- ・日本人住民と外国人住民双方に対して円滑なコミュニケーションを促すことにより、相互理解・相互協力を深め、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を目指す。

■基本方針■

「目指す姿」の実現に向け、施策の三本柱に基づき具体的な取組を行う。それぞれの柱を単独又は相互に連携・関連させて取り組むことにより、日本語教育に関する施策を推進する。

■県の責務■

「日本語教育推進法」及び本方針に基づき、市町村等の日本語教育に携わる関係者との適切な役割分担を踏まえ、庁内関係部局や庁外関係者と連携しながら、各地域の実情に応じた日本語教育を推進するための施策を策定し、その実施に努める。

■県の施策の方向性■

1 多様なニーズに応じた学習機会の充実

(1)外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育(学校教育等の場)

- ・外国人等である子どもたちが生活の基礎を身につけ、将来のビジョンを明確に持って未来を切り拓くことができるよう、適切な教育機会の確保、多様な言語や文化、価値観を尊重しながら学ぶことのできる環境の整備、保護者への情報提供に努める。
- ・日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って地域で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現を目指す。

(2)外国人留学生等に対する日本語教育(日本語教育機関、高等教育機関)

- ・留学生の県内への定着を図るため、日本語教育機関・高等教育機関や事業者等と連携し、留学生の県内就職につながる取組の実施に努める。
- ・留学生が地域で活躍する場として、国際交流団体が重要な役割を担うことが期待されることから、各国際交流団体と連携して留学生と地域住民が接する機会を支援する。

(3)外国人等である被用者等に対する日本語教育(事業所等)

- ・事業者や監理団体等との適切な役割分担を踏まえ、業務上必要となる日本語や職場での円滑なコミュニケーションに必要な日本語の学習機会の提供や、受入れ側の環境整備の促進に努める。
- ・外国人労働者だけでなくその家族も地域の一員であることから、地域の日本語教室と事業者等との適切な連携を促進する。

(4)生活者としての外国人等に対する日本語教育(ライフステージに共通する日本語教育の場)

- ・外国人等の希望や能力等に応じた多様な日本語学習機会の創出を目指し、市町村等関係者と連携しながら、地域における日本語教育の環境整備に努める。

2 日本語教育人材の確保及び資質の向上

(1)既存の日本語教育人材の定着・更なる資質向上

- ・地域で日本語教育を担う人材に対し、必要な研修の実施等の支援を行うことにより、更なる資質の向上を図るとともに、定着を促進するための取組について検討する。

(2)新たな日本語教育人材の確保・育成

- ・日本語教育機関や高等教育機関等と連携した日本語教師の実態把握や発掘に加え、日本語教育人材としての大学生や日本語能力の高い外国人等新たな人材の活用を検討する。

3 県民の理解と関心の増進、情報発信

- ・国際交流・多文化共生事業等を通じ、県民に日本語教育の重要性について理解を深めてもらう機会を提供するとともに、「やさしい日本語」等の普及、日本人住民と外国人住民との交流機会の創出等により、多文化共生理念の浸透を図る。
- ・外国人等に対し、必要に応じて多言語で情報提供を行う。



■各主体に期待される役割■

1 市町村

外国人等のニーズ把握、地域の実情に応じた日本語教育の場づくり

2 県国際交流協会

県との緊密な連携・協働、日本語教育を推進するために必要な取組の推進

3 市町村国際交流協会

日本語教育を推進するために必要な取組の推進、外国人等が地域で活躍する機会・地域住民と交流する場の創出

4 事業者

県等が実施する施策への協力、雇用する外国人労働者・家族に対する学習機会の提供・学習支援、地域住民との交流の場への参画

5 地域日本語教室

日本語学習・多文化共生の場として外国人等のニーズ把握、教室運営の継続、市町村等とのネットワークの構築

6 日本語教育機関(日本語学校)

県・市町村等との連携・協働、専門的知見・情報の還元、日本語教師の派遣、オンライン講座の開講等日本語教育の場の提供

7 高等教育機関(大学、専修学校等)

オンライン講座の開講等日本語教育の実施、地域の日本語教育推進のための調査・研究、専門的知見の地域への還元、日本語教育人材の育成、地域日本語教室への助言、県民への多文化共生意識の醸成、地域における日本語教育や多文化共生の取組への参画

8 県民

日本人住民と外国人住民:互いの言語・文化に関する理解の深化、多文化共生の地域づくりへの参画

外国人住民:地域日本語教室等の利用による継続的な日本語学習、地域の活動への参加

日本人住民:地域日本語教室への学習支援者としての参加、積極的な外国人住民との交流、「やさしい日本語」等の学び

■推進体制■

- ・県庁内関係部局間の連携
- ・「総合調整会議」の設置
- ・「総括コーディネーター」の配置
- ・「地域日本語教育コーディネーター」の配置

■本方針の見直し■

概ね5年間ごとに、外国人等を取り巻く社会情勢や地域日本語教育に関する環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。